

介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム高原荘重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	特別養護老人ホーム高原荘
所在地	高知県高岡郡津野町力石5082番地
管理者名	施設長 西森正浩
電話番号	0889-62-2154
FAX番号	0889-62-2773
事業所指定番号	第3972500080号

2. 設備の概要

定 員	30名	
居 室	30室	1室14.623m ² (全室個室)
食 堂	1室	122.06m ²
機能訓練室	1室	40.00m ² 歩行訓練階段・訓練プラットホーム 歩行訓練平行棒・肩関節旋回訓練器・肋木・プーリー
浴 室	2室	24.44m ² 22.22m ² 一般浴と特殊浴槽があります
医 務 室	1室	37.17m ²
静 養 室	1室	38.41m ²

3. 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況

職 種	員 数
施設長	1名
医師	1名(嘱託医)
生活相談員	1名以上
栄養士	1名
機能訓練指導員	1名
介護支援専門員	1名以上
事務職員	1名
看護職員(准看護師含む)	3名以上
介護職員(介護福祉士含む)	10名以上
介助員	2名

(2) 主な職員の勤務体制

職種	勤務体制
医師	毎週木曜日 13:30~15:30
生活相談員	毎日 8:30~17:15
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出：6:45~15:30 1名 準早：7:30~16:15 1名 日中：9:00~18:00 2名 夜間：17:00~9:00 2名
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 朝：7:00~16:00 1名 日中：9:00~18:00 1名
機能訓練職員	理学療法士：月3回 看護職員：週5日：8:30~17:15

※ 土曜日・日曜日は上記と異なります。

(2) 職員の研修体制

職員の資質の向上を図るため、下記のとおり研修を行っております。

- ①採用時研修 採用1ヶ月以内
- ②継続研修 隨時

4. サービスの内容及び利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

<サービスの内容>

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士の立てる献立表により、栄養、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。(ただし、食材料費は給付対象外です。) ・ 食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるよう配慮します。(食事時間) 朝食 7:50~ 昼食 11:45~ 夕食 17:30~
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助をおこないます。 ・ おむつを使用する方に対しては、1日4回の交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換を行います。

入浴	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて週2回の入浴又は清拭を行います。 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員により、入所者の身体等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は低下防止をするための訓練を実施します。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 医師や看護師が健康管理を行います。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容を行います。

<サービス利用料金>

介護保険給付対象サービスを利用する場合の1日あたり下記の自己負担額は、介護保険法に基づく告示上の金額をお支払いいただきます。別紙介護給付費参考下さい

サービス利用に係る自己負担額が一定額を超えた場合、市町村民税非課税世帯に属する方等は、高額介護サービス費として払い戻し手続がありますのでお尋ね下さい。

(2)介護保険給付対象外のサービス

以下のサービスは、利用料金が利用者の負担となります。

種類	内容	利用料金
材料費	サークル活動等で個人の所有とする手芸等の材料費	実費
日常生活用品の購入代等	日常生活に供する物品の購入費 歯ブラシ・歯磨き粉・自室でのティッシュ等	実費
理美容	美容師の出張による理美容 サービスをご利用いただけます。	実費 2,500円

※ 平成17年10月法改正に伴い居住費・食費・喫茶が個人負担として追加されます

☆ご利用者が病院に入院された場合の対応について

入院(3ヶ月以内)においては、居住費をお支払いいただきます。

入院期間については1ヶ月につき連続して7泊(6日分までは補足給付適用)、複数の月を超えて連続して13泊(12日分までは補足給付適用)の場合には、補足給付の対象外となり、居住費が全額自己負担となります。

<入院期間中の利用料金>

上記の通り、入院期間中の利用料金については、自己負担分(居住費)をお支払いいただきます。但し、利用者が利用していたベットを事業所の依頼により短期入所生活介護や緊急利用の方に借用することに同意いただき、借用した場合には、所定の利用料金をお支払いいただく必要はありません。

(3)利用料金の支払い方法

前記(1)の利用料金は、毎月15日までに請求しますので、月末までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

① 窓口で現金払い

② 銀行振込：高知県農業協同組合 東津野支所

口座種別 普通預金 口座番号 6585040
口座名義 高原荘利用料会計

※保険料の滞納などにより、市町村から保険給付金が支払われない場合は、一旦利用料金(10割)をいただき、サービス提供証明書を発行します。

サービス提供証明書を後日 市町村役場 の窓口に持参しご相談下さい。

5. 当該事業所の運営方針

老人福祉の理念に則り、生活の場としての施設たるべく利用者の人権を尊重し人間性・自主性を尊び無差別平等なサービス提供に徹し、健康で希望と能力に応じて社会活動に参加できるように支援するとともに地域福祉の核となることを目指します。

6. 業務継続計画(BCP)の策定

感染症や非常災害時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じる。

①委員会の開催 ②研修、訓練の実施(年2回以上) ③業務継続計画の指針の整備

7. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止の実効性を高め、ご利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する研修を定期的に開催するなどの措置を講じる。

①委員会の開催 ②虐待防止研修の実施(年2回以上) ③高齢者虐待防止の指針の整備

8. 協力医療機関

医療機関の名称	つのやまクリニック
所 在 地	高知県高岡郡津野町力石2830番地
診 療 科	内 科

9. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	高橋歯科診療所
所 在 地	高知県高岡郡津野町力石2901番地1

10. 相談窓口・苦情対応

お客様相談窓口	電 話 番 号	0889-62-2154
	FAX 番 号	0889-62-2773
	相談員(責任者)	又川 祐香
	対 応 時 間	午前8時30分から午後5時15分

(2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

津野町西庁舎 介護保険窓口	所 在 地	高知県高岡郡津野町力石2870番地
	電 話 番 号	0889-62-2311
	FAX 番 号	0889-62-3519
	対 応 時 間	午前8時30分から午後5時30分
高知県国民健康 保険団体連合会	所 在 地	高知市丸の内2-6-5
	電 話 番 号	088-820-8410 ・ 8411
	FAX 番 号	088-820-8413
	対 応 時 間	午前9時00分から午後4時00分

11. 緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供中の利用者の心身に異変が生じた場合及びサービス提供中に事故が発生したときは、迅速に主治医に連絡する等の適切な対応を講ずると同時に家族、管理者、関係機関へ速やかに通報します。

事故が発生した場合、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。サービス提供中に利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合はその損害を賠償します。但し、自らの責に帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

12. 施設利用にあたっての留意事項

面 会	面会時間 8:30~20:30 面会者は、その都度面会票にご記入ください。
外 泊	外泊される場合には、事前にお申し出ください。 外泊先、連絡先、期間等について届けをお願いします。
居室、設備、器具の使用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等を生じた場合は、弁償していただくことがあります。
喫 煙	決められた場所以外での喫煙はお断りいたします。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
金銭、貴重品の管理	金銭は預貯金管理としできるだけ個人管理をお願いします。 自己管理のできない方は、預かり金規定に基づきお預かりいたします。 施設内での金銭の貸借は固くお断りいたします。
所持品の持ち込み	テレビ・ラジオ等は持ち込み可能ですが、箪笥等の大型家具類はご遠慮ねがいます。
宗 教 活 動	宗教の布教活動はお断りします。
ペットについて	施設内でのペットの飼育はご遠慮願います。
入院治療、通院治療の際の対応	施設入所中に施設外の医療機関への受診及び通院治療をする必要が生じた場合、病院への移送については原則ご家族で行っていただきます。但し、車両の都合等止むを得ない理由のある場合は事業者が移送を行いますが、その場合ご家族の付き添い及び立会いをしていただきます。
退所の基準について	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定において、自立若しくは要支援、要介護 1 又は 2 と認定された場合。但し、特例入所の入所対象者は除きます。 ・利用者及び家族から、退所の希望がある場合。 ・3ヶ月を超えると見込まれる入院が必要となつた場合。 ・感染力の強い感染症に罹患した場合や医学的管理の必要性が増大し、施設での介護や集団生活が困難と認められる場合。 ・経管栄養(胃ろう)を実施している入所者は高原荘の受け入れ可能な範囲とします。但し腸ろう、鼻腔栄養、持続点滴が必要な方の受け入れはできません。

13. 当組合の概要

名称・種別	津野山養護老人ホーム組合 一部事務組合
代表者氏名	組合長 池田 三男
所在地・電話番号	高知県高岡郡津野町力石5082番地 電話 62-2154
業務の概要	養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所・通所介護事業所 特別養護老人ホーム
事業所数	1 (事業数4事業)

14. その他

入所に際しては、身元引受人を定めてください。

身元引受人の住所・連絡先等に変更があった場合や身元引受人を変更する場合は速やかに届け出下さい。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

介護老人福祉施設利用契約の締結にあたり、上記により重要事項の説明をしました。

事業者 所在地 高知県高岡郡津野町力石 5082 番地
事業所名 特別養護老人ホーム高原荘

説明者 又川 祐香 印

介護老人福祉施設利用契約の締結にあたり、上記により重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 高知県高岡郡津野町

氏 名 印

代筆者 住 所

() 氏 名 印